

石川県住宅マスタープラン パブリックコメントの結果について

(1)パブリックコメント募集方法

石川県住宅マスタープラン（素案）を、県ホームページに掲載するとともに、県や市町の窓口で印刷物を配置し、プラン素案に対する意見を募集した。

募集期間	平成18年3月3日（金）から3月17日（金）まで
提出意見	43件

(2)提出された意見とその対応

意見要旨	同左に対する考え方
<p><目標1>関連</p> <p>1)老朽化により雪、地震に弱い住宅の支援が必要である。</p> <p>2)崖地、低湿地等既存の住宅不適地の対応がないと災害は防げない。</p> <p>3)伝統的町家の具体的な防災性能の確保と資金面の施策が必要である。</p> <p>4)「耐震改修促進計画」を「防災改修促進計画」とし「耐震化」を「減震化」とする。</p> <p>5)現行法では、文化財等でも耐震根拠がなく、保存維持が困難である。</p> <p>6)耐震リフォーム推進のために、具体的な耐震補強指針が必要である。</p> <p>7)技術者のレベルアップのため、既存資格制度の整備、専門化が必要である。</p> <p>8)越冬住宅に入居した高齢者の従前住宅の除雪等維持管理が必要である。</p> <p>9)危険建築物の撤去等の対象を「避難地に面する～」を「避難地・避難路に面する～」とする。</p> <p>10)近年防災強化した民間戸建住宅等の避難利用の検討が必要である。</p>	<p>融雪装置設置、耐震改修に対する支援措置があり、今後もこれを充実していきたいと考えています。</p> <p>既に土砂災害危険箇所図、主要河川の浸水想定区域図が公表され、がけ地近接住宅については移転に対して支援措置があります。</p> <p>町家の防火や耐震性能の確保方法は、全国で検討されており、その結果を活用します。また、金沢市等で町家改修に対する補助制度があり、今後も市町での取組みを後押しすることとしています。</p> <p>計画は法令に基づくものであるため、名称は素案のとおりとします。</p> <p>既に文化財に建築基準法の規定が適用されず、現行法によらない耐震化が可能な場合があります。</p> <p>「耐震改修促進計画」に盛り込みます。</p> <p>「耐震改修促進計画」に専門家の育成、登録制度を盛り込みます。</p> <p>基本的には住宅の所有者の責任で、除雪等を行うこととなります。</p> <p>ご意見のとおり記載事項を変更し、避難路に面する危険建築物等についても撤去等を推進します。</p> <p>計画段階から、個人の住宅等を避難用に位置づけることは難しいと考えています。</p>

意見要旨	同左に対する考え方
<p>11)被災後の支援物資ストックヤード、残骸廃棄物の処理場所等が必要である。</p> <p>12)住宅相談員は、無償ボランティアではなく、報酬の明文化が必要である。</p> <p><目標2>関連</p> <p>13)バリアフリー化の評価機関、専門職の教育、指導が必要である。</p> <p>14)現在のバリアフリー化には、休息・距離感・癒す等の気配りがない。</p> <p>15)既存ストックを活用する場合、耐震補強を優先すべきである。</p> <p>16)「公共賃貸住宅」か「民間住宅」かにこだわることなく、地域と一体化した子育て支援の施策が必要である。</p> <p>17)現行の公営住宅の家賃も支払えない階層用の低家賃住宅も必要である。</p> <p>18)公営住宅入居者を一定期間で入れ替えし、点検補修すべきである。</p> <p>19)民間賃貸住宅の借り上げには、耐震性も含めた安全管理が必要である。</p> <p>20)家はあるが高齢者独りで、いざという時不安なので、安心して生活できる住宅に移りたい。</p> <p>21)県、市営住宅に何度も申し込んだが入居できないので、戸数を増やすべきである。</p>	<p>市町の地域防災計画において、必要に応じ位置づけられることとなります。</p> <p>個別現地相談の場合は有料ですが、相談料金額を明文化すると独禁法に抵触する恐れがあることから行っていません。</p> <p>県リハビリセンター「バリアフリー推進工房」が、大学教授や建築士等と連携し、公共施設等設計の評価・指導を行っています。</p> <p>条例により公園、公衆浴場等も整備基準の適合が義務付けています。また、「施設整備の手引き」にも、施設利用者の動線を一体化するなどの考え方を示しています。</p> <p>ご意見のとおり耐震性能の確保は不可欠であり、今後も既存住宅の耐震改修を支援します。</p> <p>ご意見のとおり子育て支援は、地域の問題として取り組んでいく必要がありますが、本計画では住宅施策の範疇で可能な施策を提示しています。</p> <p>一定の条件を満たす生活保護者に対する家賃減額制度を準備しています。</p> <p>入居者の居住安定確保の観点から、強制的な入れ替えはできませんが、点検補修は計画的に実施しています。</p> <p>借り上げる場合も公営住宅整備基準等を適用し、耐震性等は確保します。</p> <p>高齢者向け住宅の整備は重要な課題であり、計画においても緊急時通報システム付き公営住宅の供給等を進めることとしています。</p> <p>依然老朽住宅が多いことから建替事業を中心に実施し、不適切な入居者の退去を徹底し、公営住宅供給の推進を図ります。</p>

意見要旨	同左に対する考え方
<p><目標3>関連</p> <p>22)目標「環境にやさしい～」を「自然と調和のある環境にやさしい～」とする。</p> <p>23)外来の「サステナブル」「スケルトン・インフィル」の表現をやめる。</p> <p>24)住宅の長寿命化などには、まず、耐震補強が必要である。</p> <p>25)中古住宅の性能表示には、認定機関・認定資格者の養成、技術指針の均一化が必要である。</p> <p>26)「リフォーム大賞いしかわ」には耐震構造を考慮したものを選ぶべきである。</p> <p>27)リサイクル製品の性能担保の責任を明確すべきである。</p> <p>28)今後は、自然環境との共生・循環は無視すべきでない。</p> <p>29)森林保全の観点から、県産材の適正価格で、安定した供給される環境づくりが必要である。</p>	<p>自然の少ない都市部でも省エネ等環境への配慮が必要であり、それらも含め目標とする観点から原案どおりとします。</p> <p>住宅建築関係では一般的な用語であるため素案どおりの表現としますが、「用語の定義」を添付し、わかりやすく意味を解説します。</p> <p>ご意見のとおり耐震性能の確保は不可欠であり、今後も既存住宅の耐震改修を支援します。</p> <p>現状でも、中古住宅の「住宅性能表示」は、国の指定を受けた専門機関が、一定の技術基準に従い、専門家の検査を経て実施しています。</p> <p>ご意見のとおり、耐震性も選考基準のひとつとします。</p> <p>リサイクル製品も他の製品と異なるところはないと考えています。</p> <p>ご意見のとおり自然環境との共生等は重要な観点であり、計画においても既存住宅の長寿命化が環境問題に有効であると位置づけています。</p> <p>ご意見のとおり重要な課題であり、今後も木材生産、流通業者と住宅供給業者で組織する「県産材活用住宅推進協議会」で県産材の活用方を検討します。</p>
<p><目標4>関連</p> <p>30)人口減少が続く中で、郊外開発がまだ必要なのか疑問である。</p> <p>31)目標「活力と魅力のある～」を「活力と潤い・魅力のある～」とする。</p> <p>32)修復型まちづくりには、地域コミュニティの役割が重要で、継続することが必要である。</p> <p>33)集落再編には産業の定着が不可欠である。</p>	<p>今回の計画では新規住宅地開発を主要な施策とは位置づけていません。</p> <p>物質的・精神的に豊かであることを意味する「潤い」は、活力のあるまちづくりに繋がるので、原案どおりとします。</p> <p>ご意見のとおり、コミュニティ単位の根強い取り組みが必要であると考えています。</p> <p>ご意見のとおり産業の育成等は、地域の問題として取り組んでいく必要がありますが、本計画では住宅施策の範疇で可能な施策を提示しています。</p>

意見要旨	同左に対する考え方
34) 既存住宅を居住施設に活用する際には、経済的な問題解決が必要である。	ご意見のとおり、公的施設として活用する場合には、支援措置を準備することになります。
35) 景観形成は生計確保があつて可能で、保全活用には費用負担が問題となる。	景観形成は、そこに住む人の最低限の作法として必要なことで、特別な場合を除き、大きな費用負担があるとは考えていません。
36) 大工等職人の人材育成、待遇改善などが必要である。	ご意見のとおり大工等の育成は重要な課題であり、今後も講習や現場研修などを通じて担い手育成に努めます。
37) 地域住文化を調査・研究し、継承する機関が必要である。	行政、建築士、大学等研究機関が連携して取り組んで行く必要があると考えています。
38) 住宅を選定し、県民に紹介することはプライバシー保護の面から無理だ。	住宅所有者等の意思を確認の上、紹介をします。
39) 石川にふさわしい住宅は、主観ではなく明確な基準を持って選定すべきである。	一定の基準の準備、各分野の選考委員の選定により偏りのない選定とします。
40) 住まい・まちづくり学習機会を与える具体的な取り組みが必要である。	高校総合的学習の一環として、建築士等の専門家が講義を行うことをまず検討します。
41) 危機管理ができるよう学校教育に、地震災害等を学ぶ機会が必要である。	近年地震災害等が頻発していることから、全国的な課題となると考えていますが、さらに総合的学習においても機会があれば取り入れたいと考えています。
42) 他の参加者に意見を聞く場も設ける提案に富んだ内容にするなど講習等の実施方法を改善すべきである。	より実践的な講演内容とするとともに、これまで以上に意見交換できる場を設けていきます。
43) リーダー育成、NPO活動を継続するのは費用が必要で、支援体制が必要である。	公共団体が、NPO等へ業務を委託することはありますが、運営費そのものを支援することは難しいと考えています。